

令和6年3月定例会 一般質問 筒井寛議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「見守りで『奈良いち』になる」

○筒井 寛 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

まず冒頭、本年元日に発生いたしました能登地方を中心とする地震災害によってお亡くなりになりました方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、全ての被災者の方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

いまだ行方不明の方もたくさんおられ、また寒いこの時期、不自由な避難所生活を強いられておられる方々が多くおられることを思うと本当に胸が痛みます。一刻も早く復旧復興を成し遂げられますことを心よりお祈りいたしますとともに、少しでも自分にできることはないかと考え続けております。

さて、地震災害に対する備えの大切さは言うまでもなく、今回の質問でも大項目の3つ目で質問したいと考えております。

まずは、順番に進めていきますが、既に質問されました項目につきましては、重複には十分に注意をしますが、私の視点での質問はしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

大項目の1つ目、見守りで奈良いちになるというテーマで質問をしていきます。

日本社会全体で高齢化が進む中、全員が元気で長生きのお年寄りという状況であればよいのですが、しかしこれも社会構造の必然として核家族化、子供が巣立つ、お連れ合いのどちらかが先にお亡くなりになるとなれば、独り住まいの高齢者が増加していくということになってしまいます。元気で体が動くうちは、そしてまた性格的に社交的であれば様々な交流がある中で生活できたりするのですが、やはりみんながみんなそうはいかず、最終的には孤独死、または孤立死とも言いますが、本日は孤立死という言葉も何回も使いますが、そういう孤独死に至るといふ悲しい実態も増えてきているのではないかと。これは、行政で何とかできることはないのかということでございまして、**まず本市の実態として、独り世帯の数は市として把握しておられますかと質問いたしまして、壇上からは以上といたします。**

○市民環境部長 独り世帯の世帯数の把握というところでございますが、市民課のほうの日々の業務では、月ごとの全世帯数の把握をしておりますが、独り世帯の人数別などの世帯数というのは把握してございません。

ただ、各課計画をつくる際の参考であったり、予算積算資料などの統計調査の依頼がありましたら、条件に応じて数値を提供しておりまして、直近で言いますと1年前に独り世帯ご

と、人数世帯ごとの世帯数の抽出を行っておりまして、そのときは住民票上の独り世帯9,798世帯となっております。また、今回先月末時点のほうの抽出を行ったところ若干増えておりまして、1万163件となっております。

○筒井 寛 先月末で1万163件、ざっくりと約1万ということですね。さらに言うと、イコール1万人ということなんですが、それが先月末って今言うてくれはりました、先月の話ですね。本市の世帯数がざっくりと、先々月ですから1月で大体3万2,800ぐらいやったというふうに思います、香芝市の世帯数がね。そうすると、1万世帯ということで約3割、30%近くが独り世帯なんですね。これ独り世帯が3割と聞けば、何か多いように思うかもしれませんが、実はこれ多分実態の独り住まいとはまた違って、あくまでも世帯数、夫婦、親子一緒に住んでいても世帯分離っていうのをしながら生活しておられるという実態があるので、実態として独り住まいというのとは大分違う数字が出てくるかと思います。

そこで、続けて質問ですが、今答弁してもらった1万163件、これはあくまで独り世帯というところなんですが、**実態としての独り住まいの件数っていうのは分かりますでしょうか。**

○市民環境部長 議員お尋ねの、先ほどお答えいたしましたのは、おっしゃるように住民票上の独り世帯の方で、委員おっしゃるように実態といいますか、一軒家にお独りしかお住まいになっていない世帯件数とはいうことでありますと、ちょっと市民課のほうでは分かりかねます。

○筒井 寛 そうですね。独り世帯だから独り住まいとは限らない、市民課では分からないということやと思います。これは、ほんまに多分難しい問題なんだと思います。というか、どうやって出していったらいいのかっていう話にきつとなるのかなというふうに思うんですが、これなかなか私もちょっと前に聞いたことはあるんですけど、いや、ほんまの独り住まいの実態というのはなかなか分かりにくい、つかみにくいんやということは言うてはったのはあるんですが、そういうことで、じゃあ分からないという話じゃなくて、何とかつかむ方法、把握する方法というのを、実態としての独り住まいの実数が実際の独り住まいの数字に近いレベルで把握する方法っていうのはないもんなのかなと思うんですが、それはいかがですか。それは企画のほうで。

○企画部長 今ご指摘ございましたように、1世帯ずつ確認させていただくことができましたら間違いはないわけでございますけども、実態としては難しいと考えてございます。参考になるものとしては、避難行動の要支援者名簿であったり、地域の民生委員への聞き取りなどが考えられますけども、国勢調査における数値というものについても一つ参考になるのではないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○筒井 寛 まさに言うてくれはったのはよく分かります。幾つか言うてくれはりましたその方法のそれらの中で、どこまで厳密さ、精密さとか、それから多分調査するときの時点とのタイムラグっていうのも必ず生じてしまうので、正確な数字というのは難しいんだと

いうのは十分に分かるんですが、何とかそれらの情報を総合して推計でもいいと思うので、私としては市としてはそういう数字は持つておくべき数字やなっていう、私は一応思ってるんです、私としてはそう思うので、何とかそれらをうまく総合して、実態としての独り住まいの実数というのが、推計でいいので何とか分からへんかなと。

今そうやって言うてくれはったので、例えばもし今のそういうところ辺のやつを総合して考えられる推計としてどれぐらいおられるか。さらに、その中で高齢者の方がどれぐらいの割合でおられるかというのが分かればありがたいなと思うんですけど、どうでしょう。どれぐらいつかめてるかなというふうなんです。

○企画部長 あくまでも推計値ということになるかと思います。国勢調査の数値になりませんが、直近の2020年度におきまして、本市の単独世帯数は6,710世帯、そのうち65歳以上の世帯というのが2,580世帯ございます。あえて男女別も申し上げますと、男性の独り住まいというのが714、女性の独り住まいというのが1,866という形でございます。

以上です。

○筒井 寛 実質、実態としては6,700ぐらいっていう話ですよ。すごい1桁というか、1の位まで、714とか1,866とか言うてくれはりましたけど、多分時間的なものもあるし、それから精度、精密さとかいろいろあるだろうと思いますので、でも今のところ大体6,700という数字の65歳以上の、今65歳を高齢者と言うのかどうかっていう話にはなりますが、いや、それはちょっと置いておいて、65歳以上で2,580と言うてくれはりましたね、二千五、六百の人が高齢者で独りで家で住んではと。今そういう推計の数字が出てくるかなというふうな話であったかと思います。

高齢者の人数を聞いたのは、本当は独り暮らししてて、孤独死、孤立死っていうのは、何も高齢者の話だけじゃないんですよ。若者でも、学生さんで独り暮らししてる、下宿してる人でもそうです。壮年、中年のそういう人でもそんなん起こり得ることなんですよ。どんな屋間にどんな交流してても、独り暮らしである以上、夜は独りで寝てるわけでありますから、そんで夜中に急に苦しくなって、その時点で判断力や連絡手段、そんなんがあれば自分で救急車を呼ぶとか、いろいろできるんですけど、結局そういうことを考えると高齢者のほうが危険やというような話なので、高齢者に絞るわけではないんですが、一応高齢者寄りの話をします、今日の質問の中で。

とにかく一旦高齢者向けの話として、独り住まい高齢者の方々の、例えば緊急時、ぐっとしんどくなった、何とかっていうときに連絡方法の確保ということを意識、目的とした市としての施策、そんなもので取り組んでいるものがあれば、それを教えていただきたいと思います。

○健康部次長 独り暮らしの高齢者を対象とした施策では、緊急通報システム事業がございまして。緊急通報装置を貸し出し、緊急時の通報や簡易な健康相談に対応することにより、社会的孤立感や不安感等の解消を図っております。

○筒井 寛 緊急通報システムですね。何かあったらすぐそこで通報できるようになって

るという、そういうシステム。細かい仕組みを今聞くのがこの質問の意図ではないので、どういうふうにできてんねんとかっていうのは、それは今は置いといて、そういうなんがあるという話で、それよりもその緊急通報システム、それが現時点で今どれぐらいの方が、その利用をされてる方、その利用状況、数、それは分かりますか。

○健康部次長 令和6年1月の利用者は225人となっております。また、令和5年度における新規利用者は、1月末時点で21人でございます。

○筒井 寛 新規が21人だから、毎年20人ぐらい増えて多分同じぐらい、こう増減が毎年多分同じぐらいで、ざっくりと二百数十人、今225と言うてくれはったんですけど、さっき独り暮らし高齢者が二千五、六百という話で言うてくれはりました。ということは、10分の1に届かんぐらいの数字っていう話になりますよね。とすると、その緊急通報システムを利用してない人というのはたくさんおるという状況なんですけど、そういう人とかっていうのは緊急時の連絡手段、そういうなんていうのはどのような状況になってるかというのは、分かる部分がありますか。

○健康部次長 介護保険サービスを利用している方につきましては、担当ケアマネジャーが中心となって緊急時の連絡体制を構築しております。対象者に適した方法で対応ができるように計画され、ご本人が連絡できる体制整備が行われております。

○筒井 寛 答弁は、全然それでいいです。要は、介護サービス、介護認定ですね、各サービスを受けてる人、介護認定を持っている人はっていう話ですよ、今のはざっくりとね。となってくると、そこから漏れてくる人も大分おるし、そもそも若い人は介護の話にもならへんし、さっきの10分の1の分母にも入ってないわけで、だからそうなってくると、緊急通報システムのその独り暮らしの人全部に対するそういう普及とか介護サービスを受けてない、介護認定を持ってない人に対するその連絡体制の確保としての緊急通報システムの普及、利用してもらうということのそういう連絡体制の確保とか、そういうなんをしっかりとこう考えていって、何とかできたら孤独死や孤立死っていうのを減らしていけるんちゃうかな、そういうふうにしていけば減らしていけるんちゃうかなというふうに思ったりはするわけでありませう。

孤独死、または孤立死というものについて考えていきたいわけでありませうが、当然こういう質問をするわけでありませうから、孤独死とか、何をもってそう言うのかというのについては、当然私も調べ、勉強をした上で質問をしようとしたのではありませうが、ところがなかなか定まったものが見つからへんのですね。さらに言うと、厚生労働省なんかは、ホームページの中では孤独死ではなくて、その言葉よりも孤立死という言葉をも盛んに使っていたりして、ちょっとよく定義というか、さらに言うと孤独死と孤立死の言い分けもなかなか難しいなというふうにして、もちろん私自身大体イメージしているものはありませうが。基本的には、独りでお亡くなりになって発見されるまでに時間がかかってしまう、そういう場合なんかを孤独死、または孤立死というふうに呼んでいるとは思いますが、市として孤独死、またあるいは孤立死というものをどのように定義されているものとして捉えているかという

ところをまず聞いておきたいと思います。

○福祉部長 確立しました定義はございませんけれども、他の機関の統計上の定義では、孤独死とは自宅内で死亡した事実が判明した独り人暮らしの人と定義づけられております。また、孤立死につきましては、一般的には孤独死とほぼ同義で使われておりますが、こちらは統計上、誰にも見取られることなく、亡くなった後に発見される死と定義づけられて、孤独死と区別して使われている場合もございます。

○筒井 寛 そんな感じですかね。今の答弁もそんなに違ったかっていうふうには思うわけですが、微妙なところだとは思います。

それまでの交流がちょっと問題あるのかなというふうに、お亡くなりになるその前の状況の生活の交流のほう若干問題なのかなとは思いますが、ちょっとそれは後でもう一回話をしますが、とにかく孤独死、または孤立死、そのような悲しい状況でお亡くなりになられた方々の人数、これっちゃうのは分かるもんなんですかね。分かるようやったら、ここ最近の数年の推移というか、そんなんも分かったらありがたいなと思うんですが、いかがでしょう。

○福祉部長 市内における孤独死、孤立死の人数については把握できてございません。

○筒井 寛 これは、多分そういう情報まではさすがに、もちろん死亡届も結局誰が出すねんっていう話になるんでしょうけれども、警察から連絡が来るパターンもあるのか、近所から連絡が来るパターンもあるのか分かりませんが、とにかく市としてはそういう統計の数字は持ってないというか、分からない、出てこないということなんでしょうね。

今後、こういうことを研究していく上で、警察と協力してでもその辺、その辺というのは孤独死、孤立死の人数、つかめていけるようになってほしいなというふうにはちょっと思ってるんです。今日もそうなんですけど、今後孤独死、孤立死を減らそうと思って頑張っている取組をしてほしい、したい、していきたいという状況の中で、何をやったらどれぐらい減った、どういう効果があったかっていうのを検証するには、その数字が必要になってくるのちゃうかなというふうに思いますので、どうやったらそういう統計の数字が市として把握できるのかっていうことから、できたら考えていただきたいなというふうに一応お願いだけしておきますので、またよろしく願いいたします。

孤独死、または孤立死に至る、至ってしまうその要因、主な要因としては、市としてはどのように考えておられますでしょうか。

○福祉部長 孤独死、孤立死も含めまして起きやすい環境といたしましては、独り暮らしをしているという状態において、さらに仕事をしていないことや家族や隣人との付き合いがない、持病がある、引き籠もりがちである、こういったことが要因として考えられるかと考えております。

○筒井 寛 そうですね。その辺が、今言うてくれはったところ辺がさっきの孤独死と孤立死の微妙なその言い方の違いにちょっとだけ関わってくるのかなということ、ほとんど同じ意味やとは思いますが、独りでお亡くなりになってたとしても、要するに独りで死ん

だらみんな孤独死なんです。せやけど、そこに至る過程で、周りから孤立してて、交流もなく、発見までにかかなりの時間がかかってしまったという状況の、そういうなんが孤立死なのかというふうに思ってしまう。

これ、本当に今後ますます気にかけて取り組んでいかないと、最初のほうで言いましたけども、社会の構造的な問題に原因して、こういう状況の人は確実に増えていくだろうというふうに思われるわけですよ。行政として何かこう手だてというか、施策を打っていかねばならない、これは問題だというふうに思います。

そうなってくると、今孤独死、あるいは特に孤立死の防止、防止というか、完全になくすることはもちろん絶対不可能だというふうには思いますけども、少しでもそれを減らしていく、そういうための施策などというのは、市としてはこれから考えていってもらえないものだろうかというところ辺はいかがでしょう。

○企画部長 お答えいたします。

先ほど要因については述べられたところでございますけれども、行政といたしましては孤立しがちな人々が地域とのつながりを持てるよう、できるだけ多くの場づくりに努めまして、多様なニーズ、状況に対応できるようにすることがまず重要でございまして、自治体と地域住民や市民団体、あるいは支援団体等との協力関係を築くことが必要であるというふうに認識いたしております。

○筒井 寛 仲間づくり的な話で、受皿という話でもあったわけですが、ざっくりした答えやったとは思いますが、今は、現段階ではそんな話かなというふうに思います。とにかくこの問題に目を向けてもらいたい。いやいや、そんなん無視してたわけちゃう、知らなかったわけちゃう、そんなんは十分分かってます。せやねんけど、私としては強く意識してもらいたいという意図でこの質問をしているわけでありますので、とにかく目を向け、課題として捉えてほしいと、そう思うてもろうたらそれでええというところであります。

そういうことを考えながら今回この質問を組み立ててたら、これ最初のほんまのきっかけは、ほんまにまじ偶然なんですけど、ネットの記事で見つけたんです。ほんまに最初は偶然、それからちょっと調べ始めたんですけど、昨年の暮れ12月末、国のほうで新年度予算、12月なんで閣議決定なんですけど、その中に住宅セーフティネットの制度を整備して、住宅面での安心・安全を確保するための政策を進めるための予算がつくということになった、そんな記事が載ってたんです。これどういうものなのかというのを所管のほうで、これ所管のほうは、これはまだ福祉系の話じゃなくて、国は国土交通省の予算なんです。せやから、市としては都市創造部の所管事務とか、そんなことになんのかなというふうに思うわけでありまして、住宅セーフティネットの制度っていうのが、この予算についてどんなことをしようとしてんのかっていうのを、概要を簡単に結構ですのでちょっと説明してください。

○都市創造部長 国土交通省住宅局における令和6年度の予算概要のうち、重点施策の一つとして、誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保を図るものとして、住宅セーフティ

ネット機能の強化が上げられております。改修費に係る補助や家賃低廉化に係る補助などについて、対象となる住宅が新たに創設され、さらに改修費に係る補助の対象工事を追加することで機能の強化が図られております。また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定される居住支援協議会に係る活動支援事業について、事業期間を延長することが含まれております。

○筒井 寛 ありがとうございます。

膨大やったんで簡単に概要を説明してくださいというもちっと難しかったんで、私なりに整理させてもらおうと、様々なタイプの人がいてはります。住宅確保要配慮者と呼ばれる人たちに対し、とにかく住むところを確保しようっていうのがもちろん主で、その中に見守りなどのシステムなどを備えているところを増やしていくと。そういう見守りなどのシステムを備えているそういうところ、住宅を増やす、あるいはそういうところに補助金を出すなどの政策を進めるという立てつけになっているのかなと思います。

最後のほうに言うてくれはりました、加えてそれらの調整役となる、今は都道府県単位で設置されている居住支援協議会のようなものを市町村単位でもできればやっていきなさいってちらっと書いてあるというような、そんな話だったかなというふうに、私なりに整理するとそのようにこう思うわけでありましたが、これ全然高齢者向けだけではなくて、さっきも言いました住宅確保要配慮者っていうのは、若者、子育て世代、外国人とか、そんな人も入りますので、ですので今の説明してくれはった幅の中で、特に独り住まい高齢者が対象となっている部分があれば、それを説明してほしいなというふうに思います。

○都市創造部長 これまで改修費に係る補助や家賃低廉化に係る補助などは、住宅確保要配慮者の登録住宅や専用賃貸住宅に限られておりましたが、見守りサービスがある住宅が新たに創設されることになります。また、改修費に係る補助として、国の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業においては、安否確認設備の設置、改修工事などが補助対象工事として追加されるという内容になっております。

こうした補助対象の拡充については、独り住まいの高齢者の方におきまして有効な内容であると認識しております。

○筒井 寛 どうも答弁ありがとうございます。

まさに、さっき企画のほうで言うてくれはったソフト面のその施策、それを備えたハード面での住宅の整備っていうイメージかなというふうに私は捉えました。

ということで、本当に今後すごく重要になってくるもんだというふうに私は思います。そもそも住まい、住宅、家が見守りのシステムを持ってるっていう、そういう家やという話になっていくわけですね。そういうふうになっていったらいいなというふうに思うわけですが、っていうようなことが6年度、新年度から動いていくというようなことを踏まえて、なかなか市だけではできないこともたくさんあるでしょうが、国、県と連携しながらならばできることもいっぱいあるだろうというふうに思いますし、またさっきは、これも私のほうから言いましたけども、例えば県の居住支援協議会というのがあって、それと連携す

る形で市のほうの協議会の設置とか、そんなも含めて、今後市として取り組んでいける施策としてどのようなものが考えられますでしょうか。

○都市創造部長 住宅セーフティネット機能の強化について、本市において国の支援制度に合わせた形での事業化、事業採択について今後研究、検討を開始いたしたいと考えております。

また、居住支援協議会については、住宅確保要配慮者の方々が民間賃貸住宅への円滑な入居促進に有効な組織であると感じております。しかしながら、今のところ県内の市町村において協議会を設置している団体はございませんので、国や奈良県、県外先行自治体などの情報を踏まえて、現時点においては設立に向けた研究を進めるか否かにつきましての検討を行いたいと考えております。

○筒井 寛 そうですね。これまだまだとにかくこれからの政策なんで、現時点でなかなか具体的なことを言えないというふうには思うわけですが、今も言うてくれはりました研究検討というものをしっかり考えていくということ言ってもらえてるんで、今は取りあえずこれらが具体化されて、本市におきましてぐいぐい推し進められていってもら、そういう施策になってほしいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

この住宅の話になってきたんで、当然見守りはもちろん大事、そのことであれなんです、それと同じぐらい、孤立死と同じくらい重要かつ深刻な問題というふうにこう私としては思ってるのが貸し渋り問題なんです。高齢者独り、身寄りなく保証人が立てられない人は家を借りられない。例えば、結婚されてから故郷ふるさとを遠く離れた土地に住んで、親戚付き合いがもうなくなってしまっている、子供はもういない、または独立して遠くにいる、その状況で夫婦2人やったが、片方、お連れ合いが亡くなったというような状況で、2人のときはよかったけれども、独りになって収入が激減。今住んでるところは家賃が高いので住み替え、引っ越しをしたいんだけど、新たに家を借りられないというケース。これは、あり得る話ですよ、というか今のは実は実際の話なんですけど。こういう場合、先ほどから話題にします住宅セーフティネットのその制度、これがどんどん進んでいけば、例えば市が保証人の代わりをすることで住宅が確保できるとか、あるいは確保の支援、そういうことができる、そういうような制度、そういうなんっていうのは市のほうではつくっていくことは可能になっていくのでしょうか。

○福祉部長 市が保証人の代わりをするということは難しいですが、住宅セーフティネット制度におきまして、部屋を借りる際に必要な連帯保証人に代わって家賃債務保証会社が家賃債務を引き受ける家賃債務保証制度というものがございます。当制度を利用する際には、民間保険料が、年間保険料が必要になってきますが、保証人がつけられないという問題、それによる貸し渋りにつきましては、住宅セーフティネット制度に対応している賃貸住宅でございましたら、連帯保証人が見つからない場合でも賃貸できる仕組みになってございます。

○筒井 寛 今回の、まださっきも言いましたこれからのことなんで、いろいろ多分具体的なことを現時点でどんだけできますって、そう言われへんっていうのはもちろん、それ自体は分かるんですけど、連帯保証人が見つからない場合でもっていうあたり、申し訳ないですけど、貸し渋り問題への認識が、申し訳ないですけど少し甘いのかなというふうにちょっと思うわけでありまして。今答弁さらりとしてくれはったその感じ以上に現実、想像以上に借りにくいですよ、見つからないですよ、現実。家賃債務保証制度、保険金というのも大分高いです。結局、その負担に耐え切れずに、だからその制度に乗れないで借りれないというそういうパターンも多いのが現状。

ただ、同じく今最後に言うてくれはったその制度に乗ったら、保証人なしで借りれるという賃貸のところ、住宅セーフティネット制度でこれから出来上がっていくというふうに期待したい。それがいつできるのか、香芝でという話と、それから家賃債務保証制度、その掛金に補助金を出している自治体があるというふう聞いてます。ぜひとも調べて勉強してください。さらに、そこへ持ってきて、この住宅セーフティネット制度で、例えば国庫から補助金の入、入りの先が全部国庫やという話になれば、別に市としては痛まへんわけですから、それをどんどん利用してもらってというようなことが新たな制度の中で出来上がっていくというふうに強く期待して、困ってる人に寄り添う姿勢を持っていただいて、新たな施策に取り組んでもらいたいというふうに思います。

ここまで、見守りと貸し渋りの高齢者の方々にとってますます深刻になっていく問題だというふうに思いますので、そこに目を向けてもらいたいと思って質問してきたんですが、今答弁してもらった、もう分かるようにばらばら、たくさんの方に多岐にわたってたくさんの方の部署から答弁をもらいました。つまり、今の体制では、居住支援というテーマではどこか一つの所管課でっていうふうにはいかないんだということなんです。それが分かるかと思います。ということで、住宅セーフティネットの制度で、最初が、出発が国交省やから都市創造部が、でも対象となる市民で考えたら、それは本市においては福祉部であり、健康部でありというところの両部局の連携が当然欠かせないという話になってくる。そうなってくると、その辺の市の組織体制づくり、そういうなんていうのができていかなければいけないと思うんですが、その辺の庁内の体制というところについてはどうにお考えでしょうか。

○企画部長 そういった困難を抱えておられる方がいらっしゃるということを今問題提起いただいたわけでございます。新たな行政ニーズとなるわけでございますけれども、新しい所管の設置というのは難しいとは考えておりますけれども、住宅施策を主として所管する今課がないという現状を踏まえまして、既存の制度の所管課がしっかりと連携し、対応できるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

新しい所管課が設置されることが絶対に必要だというふうに私もそう思うわけではございませんが、例えば独り暮らしで見守りの必要な、保証人がおらへんから家を借りられへん

という人が1人具体的におられたら、その市民その人をここへ連れていったらいいという一つの窓口をどっかにつくって、どこへ連れていったらいいのって聞いたときにここへ来てくださって言えるところ、そういうところが1個あるといいなと思ってると。そういう意味で捉えてくれはったらと思いますんで、全庁挙げて、みんなに関心を持っていただいて、そういうふうにできるようになっていったらというふうに思います。

私、実は2023年のこの1年間は、直接関わってた知り合いの方、もちろん香芝市民ですよ。1年間で3人も孤独死されたんですよ、孤立死と言ってもいいぐらい。3人、3月、7月、12月と。つらかった。私がもう少しこうちゃんと密に関わってたら何とかなったんかな、いや、私がおったところで何もならなかったんかな、いろいろこう悩んだりもして、物すごくつらかったわけですよ。実際、所管に、それこそ介護福祉課も、生活支援課も、社会福祉課も、職員さんは一生懸命関わってくれてはんねんけど、でも最終的にそういう状況になってしまった、すごい残念、結果的に残念でつらかったです。だから、多分なくすということは無理やと思うんですよ、いろんな状況の中で。せやねんけど、少しでもそういう状況を減らしていける、香芝っていうのはそういうことがあまりないねんなって言われる、香芝ってそんなん少ないよなって言われるような、そんなまちになってほしいなという思いがありましたので、ここまでこういう話をしてきました。

ということで、それを踏まえて、市長、ちょっと一言、こっち方面頑張るよみたいなことを一言お願いしたいと思います。

○市長 今までの質疑を踏まえさせていただくと、独り世帯への支援の必要性、これは非常に大きいというふうに感じております。限られた既存の体制の中ではございますが、この中でこの支援というものを検討できないか、うまく前に進むように取り組んでいきたいと思っております。

○筒井 寛 ありがとうございます。

とにかく目を向けてもらえたら、まずは今回の質問の意図が、まずは一つはそれが意図だったのでということでもよろしくお願いします。

「公正な選挙で『奈良いち』になる」

○筒井 寛 1つ目を終わって、2つ目の話に行きます。

5月に市長選挙が行われます。その選挙への立候補を考えているある一人の人物が公職選挙法違反、長期間にわたり継続しているということで、市長選挙が公正に行われないのではないかというふうに心配しております。個人名は挙げませんが、新聞等で大きく報道され、香芝市において以前要職に就いていた人物なので、ご存じの方は多いかというふうに思います。

そのことに関して質問する予定でありましたが、先に質問された方と重複をいたしますので、確認だけさせていただきますと、要は公職選挙法に違反するポスターを掲示している

ことは通知してあるので、当該本人は法律違反を承知した上で掲示し続けたこと、さらに増やしたこと。撤去命令が発出され、それに応ずると返事をしておきながら相当期間無視し、掲示し続けたこと。それを行政代執行にて撤去したこと。撤去にかかる費用は、当該本人に請求されることがもう既に確認をされました。よろしいですね。

私は、それに続けて質問させていただきます。

撤去命令が発出されるべき公職選挙法違反の文書図画、具体的には当該本人1人だけのポスターであります。法律に違反しているから撤去すべきものであるのならば、それは当然そのポスターをそのまま使用した政治活動、具体的にはそのポスターを当該本人の傍らに置き、駅前、街頭等での政治活動、それはその行為も公職選挙法に違反するものと考えますが、選管の判断はいかがですか。

○選挙管理委員会事務局長 お見込みのとおりと考えておりまして、議員ご質問のように撤去命令の対象となる違反ポスターを命令後においても使用して、駅前や街頭で政治活動を行うことは、違反を認識した上で意図的に活動しているとみなされるおそれがあると考えております。

○筒井 寛 今の話は、駅立ち、街頭でそのポスターを使っただけということ、本人にはちゃんと伝えてありますか。伝えましたか。もし伝えたならば、そのときどう返事されたか、そのやり取りですね。それをちゃんと行政文書として記録、保存されてやなあかんと思うんですが、もしそういうのが保存、記録されていたら、その内容も。ごめんなさい、まず知らせたかどうか。としたら、そのときの返事、やり取りの内容があれば教えてください。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

違反ポスターの撤去命令が発出後にご本人様と電話によるやり取りを記録したものがございまして。その内容からは、違反ポスターを使用した政治活動も違反であるという旨をお伝えいたしましたが、ご本人様からはそのような行為は行っていないと主張されております。

○筒井 寛 そのような行為は行っていないって言ったと記録されてるんですね。いやいや、自分で自分とそのポスターと一緒に映り込んで、駅前ですね。それを自分で写真撮って、自分のフェイスブックに自分で上げてはるんですよ、この人。一番最近、最も最近で確認したのは一昨日、私らがここで本会議初日、議会をやっているときにフェイスブックに上げてはったみたいです。その日の、私は夕方から帰ってから確認しましたが。これ自分でそんなことをやっていてそれを認めないっていう、それはちょっとどういう考え方をしてはるんでしょうね。

そういう人に対して、選管としてはどう対応していくと考えていますか。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

違反ポスターを掲げて道路等の交差点や鉄道駅舎の敷地に立つこと、いわゆる違反ポスターを掲げた辻立ちや駅立ちの行為自体も公職選挙法違反になると考えております。選挙管理委員会といたしましては、公正な選挙の執行のために当該違反行為について警察に通報し、ご本人様に対しましては違反である旨を警告するとともに、場合によっては罰則の対

象となることも併せてお伝えする必要があるのではないかと考えてございます。

○筒井 寛 そうですね。罰則の対象になるということをちゃんと教えてあげらなあかんと思いますわ。自分でそんなことしてないって言うて、その後、法律違反をし続けているその証拠を自分で上げている。ミスや弾みっていうのはあるんですよ。せやけど、指導や注意、あるいは命令を受けたら、それは従わなあかん。それを違反をずっと継続して、指導、注意、命令に従わないというのは、ちょっとこれは悪質かなというふうに考えます。厳正な対処も仕方がないのかなというふうに思って聞きました。

私は、要は選挙が公正に行われてほしいだけなんです。だから、法律、みんなでルールをちゃんと守りましょうということなんです。今後、ここまでに述べてきたその例にとどまらず、この先も公職選挙法に違反するような事例が発生してしまった場合、本市選挙管理委員会としてどのように対応していく方針であるか、述べていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

公職選挙法違反につきましては、違法な文書図画の掲示に対する撤去命令と一部の違反行為に対しましては、限定的に選挙管理委員会に処分の権限が付与されてございますが、それ以外の公職選挙法違反に対する判断や処分は、一般的に警察等の取締り当局が行うこととなっております。

選挙管理委員会の対応といたしましては、選挙違反の通報等により当委員会として違反を確認した場合は、警察当局に証拠物を提供するなどにより通報をした上で、選挙管理委員会として可能な限りにおいて違反者に警告することを考えてございます。

○筒井 寛 よろしく願いいたします。くれぐれも公正に、特別誰かに厳しくとか、いやいや誰かに優しくとか、そういうことがないように、公正に公平に対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

「災害への備えで『奈良いち』になる」

2つ目のやつを終わりにして、3つ目、災害への備えで奈良いちになるに入ります。

具体的な細かいことは、多くの議員がそれぞれ聞かれると思いますので、私はまた、これも1つ目のやつと同じで、意識づけという感じでこの3つ目の質問をしたいわけですが、元日に発生した能登地方の地震災害なんです。2か月以上たちまして、今もまだ多くの被災者の方々が避難所での避難生活、不自由な避難生活を余儀なくされているというそれらの報道を見るにつけ、当然避難所の環境改善、これは大変重要であるということを改めて認識しているところではあります。今回の震災の報道の中で、これまでにあまり聞き及ばなかった言葉、全くではないかもしれんけど、あまりそんなにしょっちゅう、今回はしょっちゅう報道、テレビ、あるいは新聞等で目にする、耳にする言葉として、想定外の避難者、または想定外の避難者数という言葉、これは度々見聞きしたんですよ。想定外の避難者が多かったっていう報道、これは危機管理監、聞いてはりますかね、認識してはりますか。

○危機管理監 このたびの能登半島地震におきまして、想定外の避難者、想定外の避難者数という言葉につきましては、私も報道などで聞き及んでございます。

○筒井 寛 そうですね。そうしたら、報道等で見聞きした想定外の避難者というのは、どういう方々やというふうに捉えてはります。

○危機管理監 このたびの地震は、1月1日に発生したことから、観光客や帰省されていた方々が被災された、またこうした方々が交通網の被害によりまして、被害地にしばらくとどまらざるを得なかった、そういったことから避難者数が想定より多くなったという要因ではなかろうかと考えてございます。

○筒井 寛 そうですね。元旦っていうのが大きかったですよね。ふるさとに帰省してはるという人、冬休み、年末年始観光客というところ辺が地元自治体で想定してはったよりもずっと数が増えたっていうふうな話だと思います。それは、私も同じように思いますが、私ごとにかく情報として、そういう報道で見聞きした中で、海に面していない町の避難所が海に面している隣町から避難してきた人でいっぱいになったという例があったんですって。だから、びっくりしたと。うちは津波の心配がないからこれぐらいと思うてたら、隣町が海に面してて、そこは津波の心配があるからといって、自分とこの町境を越えて入ってきて避難しはったと。もちろん香芝でそんな津波の心配でっていう話は、それはないとは思いますが、あくまでそういう例であって、そういうことを学んで、例えばそこから連想して、想定して、例えば香芝における想定しなかった避難者、災害発生時に想定していなかった避難者、避難される方っていうのはどういうふうなことが考えられるかっていうのは、現時点で考えられるものはどんながありますか。

○危機管理監 そのような想定をいたすとしたら、例えば本市を通過して大阪府などへ通勤、通学される方、この方々が道中被災され、本市の避難所に向かわれるというふうなことが考えられると思われます。

○筒井 寛 そうですね。通勤、通学途中というパターンですね。これで1つ、想定外から想定内になったじゃないですか。

本当に今後またシミュレーションしてください。そうやって計算していけば、いろいろ分らん部分もあるかもしれませんが、一個一個、想定していったほうがいいと思います。ほかにも避難所別で見たら、例えば自宅に大きな被害はなかったけれども、だから昼間は自宅で過ごせるんですが、夜寝てる間に地震が来たら怖いので夜だけ寝るためだけに避難所に泊まりに来るというような例もあったそうです。そうなってくると、一個一個の避難所はキャパオーバーになっていくわけですね。そういう報道もあったかと思います。

ですから、例えば本市における最大の想定避難者数が2万2,400でしたか、というふうなことはなってますが、うまく予定どおりに均等に入ってくれはるとは限らない。だから、どんなに準備しても想定外のことは必ず起こるので、それを先に想定しておけば、先に起こった震災に学ばなければと、常に意識し続け、災害の全ての細かい事例研究をしっかりと続ける、そういう姿勢を常に持ち続けることが大切だと思うんですが、どうでしょうか。

○危機管理監　ご指摘のとおり、災害時には想定しないことが起こり得ます。議員今ご質問いただきました内容のとおり、想定外の事態から得られる教訓を次に生かし、想定外をなくしていくよう努力してまいります。

○筒井　寛　危機管理監にそう言ってもらえれば、今回の質問の意義は十分にあったというふうに思いますので、もちろん今ここで完全に想定外をなくせよ、全てを想定内にせよと、それはそんなんは無理な話なんで、ずっとそう考え続ける、研究し続けるということで、そういうことをし続けることで災害への備えで奈良いちになるんだとなるように願いを込めて、今回の私の一般質問を終わります。